

平成27年2月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	吉田栄光
委員会開催日	平成27年3月6日(金)、12日(木)、13日(金)
所属委員	〔副委員長〕遊佐久男 〔委員〕 鈴木智 佐久間俊男 斎藤勝利 神山悦子 甚野源次郎 川田昌成 渡部譲 青木稔



吉田栄光委員長

(1) 知事提出議案：可 決…43件
：承認…1件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(3月 6日 (金))

神山悦子委員

土の4ページの仮設住宅関係の経費減について、退去等もあったということだが、その内容について説明願う。

建築指導課長

借り上げ住宅の状況について説明する。当初予算では2万2,500件分を計上していた。今回、件数としては1万8,700件分に減額している。1月末現在の契約状況は1万8,362戸である。

神山悦子委員

復興公営住宅も少し進んだり、持ち家を持ったりという状況と思うが、今後も退去する人がどんどん出てくると思う。来年度以降の見込みについて聞く。

建築指導課長

現在、契約を更新しており、借り上げの件数も日々変わっている。約1万8,300件がめどだが、次年度以降、復興公営住宅の建設や自立再建が進むと当然借り上げ住宅も減少していくものと考えている。

神山悦子委員

丸4年がたち、仮設住宅の修復、修繕等の維持管理経費がかかると思う。傷みぐあいはどうなのか、平成26年度にどのくらいかかったのか、来年度はとなると見ているのか、予想も含めて説明願う。

建築住宅課長

仮設住宅の維持管理については、今年度と同額を計上する予定である。

神山悦子委員

仮設住宅は、本来なら2年とか、3年とか、余りもつものではない。傷みぐあいからすると今年度の経費はどうだったのか。このあたりの予算の動きは3年間で変わってきているのか、それとも修復が必要な分も含めて同じくらいと見ているのか。

建築住宅課長

経年劣化も含めて、今年度と同額を来年度も計上する予定である。

神山悦子委員

土の35ページ、復興公営住宅関係で、減額の理由は主に先送りになった分ということだが、この減額の理由をもう一度説明願う。

復興住宅担当課長

当初予算においては平成27年度までに3,700戸を完成する予定で、3,700戸分の工事費と用地関係の費用、また、追加になった1,190戸分の用地費と測量試験費等を進捗に応じてすぐに発注できるように予算を確保した。

しかし、整備スケジュール等のおくれが生じ、27年度までに1,161戸の完成予定となった。それに基づき、当初450億円の予算を計上していたものが、292億円の減額となったものである。

神山悦子委員

その主な理由をもう一度聞く。用地の確保がどうだったのか、資材費や労務単価の問題もあるのか、このあたりも含めて説明願う。

復興住宅担当課長

建設用地の整備が進まなかった主な理由は、①復興公営住宅整備の用地選定に時間を要した、②買収に関する交渉に時間を要した、③造成工事に時間を要し、建築工事に着手する前の造成段階の工期が非常に長くなった—という3点である。

神山悦子委員

この間、日延べして、待っている方は早くという思いがある。4年目を迎える中で、500戸程度しかできていないことに避難者は本当にいら立つ思いかもしれない。4,890戸が本当にどこまでできるのか心配になる。県の対処方法として、何が課題なのか改めて聞く。

吉田栄光委員長

神山委員に述べる。公営住宅については、後日、執行部に改めて説明を求めることとしている。整理予算ということ踏まえて質問願う。

神山悦子委員

土の23ページの砂防事業関係である。

去年の広島市の土砂災害の関係で国の予算もふえたということだが、基礎調査費の進捗を図るための5億数千万円につ

いて、もう一度中身を説明願う。

砂防課長

国の経済対策にかかわる補正として5億3,250万円を計上しているが、基礎調査についてはこのうちの4億8,000万円を計上している。国は広島市の災害を受けて補正予算を組み、県としても最大限の予算を計上した。

この4億8,000万円により約450カ所の基礎調査を実施する予定である。ただし、基礎調査の委託内容については、経費の節減を図る見直しを実施中であり、4月から新しい基準で委託を発注する準備を進めている。それにより、この450カ所がもっと多くの箇所数になり、調査が進捗するように進めたい。

神山悦子委員

砂防事業について、基礎調査の次に何があるのか、もう一度流れを説明願う。

砂防課長

土砂災害防止法に基づく手続としては、基礎調査を実施し、危害のおそれがある区域を設定する。その調査に基づき、今度は法律に基づく区域設定の指定をしていく。県が県報に告示して指定をすることにより、レッドゾーン、イエローゾーンといった指定と、新たな開発の規制等も実施できることになる。

その指定については、基礎調査終了後、地元住民への説明会等をしながら順次告示していく予定である。指定については説明会等があるので、基礎調査後、約1年程度のタイムラグが今までも生じている。指定をもって、土砂災害防止法に基づく手続は終了する。

(3月12日 (木))

佐久間俊男委員

土の8ページの管理運営費、1災害派遣職員等受入について聞く。災害復興再生の兆しが着実に県民の目や体で感じられる状況になっているのではと感じている。そのような中で、今年度も継続事業で本県の行政に対して職員派遣がされている状況を踏まえ、来年度はどのような体制でこの事業を進めていくのか。

部参事兼土木総務課長

管理運営費であるが、右側の説明欄記載のとおり災害派遣職員等受入経費で、これは他県からの応援職員である。今年度も各県から非常に多くの職員に応援に来てもらっているが、来年度も、今年度とほぼ同程度の人数は来てもらえると思っている。

2番目の被災庁舎の復旧関係であるが、小名浜港湾建設事務所と相馬港湾建設事務所の庁舎再建で、来年度中の完成に向けて現在取り組んでいるところである。

吉田栄光委員長

体制は今年度のとおりという意味でよいか。

部参事兼土木総務課長

全体の体制についてである。組織の状況としては、一つは応急仮設住宅担当主幹を仮設住宅の維持管理の充実のために

充てた。また、富岡土木事務所の復旧復興課を、道路・橋梁課と河川・海岸課に分けて増強した。もう一つは、小名浜道路整備促進のために、いわき建設事務所に小名浜道路担当主幹を設置した。組織の人数関係については、まだ調整中のところはあがるが、全体で今年度とほぼ同程度になる見込みである。

佐久間俊男委員

復興・再生は、本県の重要な課題である。災害派遣職員等の受け入れについては、復興・再生が進む中で、今後の見通しをどう考えているのか。

部参事兼土木総務課長

他県からの応援については、まだまだ必要であり、県全体としても全国知事会などで引き続き要請している。土木部としても、幹部職員がさまざまな機会を捉え、来てもらっている県に対して、お礼と来年度以降に向けた要請を行っている。

神山悦子委員

今、佐久間委員からもあった点だが、もう一度聞く。災害担当職員について、足りない人数をどうやって手配したのかを見ると、他県からの派遣もあれば、民間もあり、いろいろな形で対応しているのがよくわかる。土木部の場合は専門性も必要であり、そういう意味の留意点があると思うが、昨年度と同程度というのは、人数としてはどうなのか。

集中復興期間の5年間は他県も派遣してくれる見通しであるが、本県の場合は、本当にそれで復旧できるか判断できない。被災3県はやはりまだまだ必要である。今から言うとおかないと、5年先になったら、他県からは大変であるからそろそろ職員を引き上げるという話になりかねないと思う。国と連動してやるべきと思うが、そのあたりの考えも含めて聞く。

部参事兼土木総務課長

まず、人数的なものである。土木部職員については、正規職員、任期付職員、再任用職員、他県からの応援職員などで構成されている。今年度は、月によって変動はあるが、4月1日時点で1,499人、1,500人程度である。来年度については同程度は確保できると考えている。

集中復興期間以降についてであるが、もちろん県全体としてもそういう考えは持っていて、先ほども述べたが、全国知事会などを通して引き続き国に要望していく姿勢であると考えている。

神山悦子委員

土の75ページ、千五沢ダム関係の予算である。洪水機能がなかったところを、装置をつけて洪水機能を設置する内容だと思うが、この予算で、どれくらい、いつまでやるのか、そこも含めて内容を聞く。

河川整備課長

75ページ、千五沢ダムの債務負担行為の件である。本体工事については、今年度発注し、平成33年までの完成で、8年間の債務設定で組んでいる。これはあくまで洪水吐きの本体工事であり、水位低下設備工事はゲートをつける工事になるので、機械設備で新たに発注する形になっている。これも本体工事の進捗に合わせ、来年度発注するので、4年間の債務設定を組んだところである。

ダム、洪水吐と、ダム水の調節機能をもって、33年までに完成を図る予定である。

神山悦子委員

この工事の効果をどう考えているのか、もう一度説明願う。

河川整備課長

本体工事は、洪水吐きのコンクリート構造物の工事であり、水位調節は、洪水が来たときに水位を調節する機能を持った設備であるので、本体工事とこの設備工事が一体となって、今回のダム機能を有するものである。

神山悦子委員

今まで洪水機能がなかったその地域が、この工事によりどのような効果があるのか、そのあたりを説明願う。

吉田栄光委員長

課長に述べるが、経過ではなく、効果を簡潔に説明願う。

河川整備課長

効果については、計画の流量250 tに対し、このダムの洪水調節機能の効果によって120 tにカットする。今まで下流に浸水被害があったが、これにより流量を抑えることができ、その効果は浸水被害の減少に寄与するものである。

鈴木智委員

土の8ページ、被災庁舎復旧関連事業であるが、小名浜港湾建設事務所の今後の見通しと、そのほかの県内の被災庁舎について聞く。

それからもう1点、土の30ページ、小名浜の新たな魅力創造事業についてである。地元のコンサルタント派遣をやっている方から、もう少し活性化してほしいという要望もあるが、今年度の取り組みについて説明願う。また、直接の関係はないが、イオンモールの着工がおくれ、完成の見通しが見えない中で、こういった形でこれからの数年間を考えているのか。

部参事兼土木総務課長

小名浜港湾建設事務所であるが、来年度に庁舎の建設工事を発注し、平成27年度内完成、28年度当初から新庁舎という計画で進んでいる。

ほかの県内の土木部関係庁舎の被災状況である。県北建設事務所は県庁の東分庁舎にあったが、総務部において、新庁舎となる北庁舎に移転する予定が組まれている。

県中建設事務所については、合同庁舎の北分庁舎にあったが、現在郡山市内の一般ビルに間借りしている。これも、昨年12月に総務部の整備方針で、移転・新築を含めて検討することとなっている。

相馬港湾建設事務所についても、小名浜港湾建設事務所と同様、27年度中に建築を発注、同年度中に完成見込みである。

まちづくり推進課長

土の30ページの小名浜の新たな魅力創造事業費についてである。小名浜港区画整理事業等を実施しながら、その活力を高めるために、平成26年度と27年度で魅力創造事業を実施している。

具体的には、地域団体やいろいろな方を交えたワーキンググループにおいて、小名浜の新たな魅力創造に向けて、区画整理によって新たな施設等もつくられる中、いかに回遊性を高めるかを3つの部門で検討している。

にぎわい創出、良好な景観形成、円滑な交通誘導の3つの部門で検討しており、来年度はその実施方法として回遊性の

社会実験などを行う予定である。

神山悦子委員

土の159ページ、空港の着陸料減免の説明があったが、ずっと行っていくのか、過去のことも含めて改めて内容を聞く。この減免によって、本来の収入がどのくらい減るのか、金額も説明願う。

空港施設室長

最初に、着陸料の減免の説明をする。着陸料については、おおむね3年間の計画で減免していた。その期限が今年度で切れるので、これを来年度から3年間延長するものである。具体的には、国内線の場合、4分の1に減免する。国際線については、基本は15分の1だが、来年度1年間に限ってこれをゼロとするのが大きな変更点である。また、国内線のうち新しく路線が開設になったものについて、開設になった日から1年間、着陸料を本来の15分の1に減免する。

具体的な数字について平成25年度で述べると、使用料の減免がなかった場合は1億3,080万円である。それに対し、減免後の使用料が3,540万円で、減免額が9,540万円である。

神山悦子委員

ある面はやむを得ないとしても、金額を明らかにしながら、しかしこういう状況だから減免するというふうにするべきだと思う。

土の53、71ページ等について、マンションの移転に伴うという説明が幾つかあったが、これは河川改修に伴って、マンションの経営者と居住者の移転費を補償するという理解でよいか。また、基準があると思うが、考え方を説明願う。

河川整備課長

マンションの補償については、河川改修及び道路工事で必要となるが、移転費用の形で補償している。基本的にはマンションの所有者と、借家人に対する移転費用の補償をしている。居住者に対しては、基準に基づき移転補償をする。補償基準については、東北地区用地対策連絡会の一般的な基準に照らし合わせての移転補償であり、借家人の移転、引っ越し代を支払っている。

川田昌成委員

土の163ページ、須賀川市の六軒団地についてである。廃止されるようだが、跡地利用等の考えはあるか。

建築住宅課長

六軒団地の廃止に伴う跡地利用であるが、この敷地に関しては、須賀川市の市営住宅との混在団地である。須賀川市と連携しながら検討していきたい。

川田昌成委員

敷地の中で、市とどの程度の案分になっているのか。

建築住宅課長

県営の分については把握しているが、須賀川市の分については把握していない。県営住宅の敷地に関しては、約6,500㎡である。

神山悦子委員

土の70ページである。小浜川改修の話があったが、来年度はどこまでいくのか、完成の進捗も含めて聞く。

河川整備課長

小浜川については、平成25年度の豪雨によって被災を受けた箇所である。小浜川沿川については、23の被災箇所があり、今年度までに15カ所着工している。次年度予算において、残りの8カ所を対応し、全箇所完了していきたい。

神山悦子委員

下流が住宅密集地で道路にも挟まれ、以前にも溢水して家を直したが、このときの災害でもう一度直さなくてはならない地域である。直すにしても川を広げるにしても、住宅が密集していて大変であるが、何度も繰り返すところであり、このあたりの住民との話し合いの中では方法が見つかったのか。住宅密集地の下流の対応が難しいと思うが、県の考えを聞く。

河川整備課長

平成25年の被災を受けて、河川改修計画を策定し、25年9月と26年2月に、その計画案を住民に説明したところである。町なかで、川幅も大分広くする必要があり、家屋移転が多くなるため、理解が得られず住民の合意形成までには至っていない。計画等の見直しも含めて検討しているが、今回、災害復旧とあわせて、部分的に広げないと上流が流れない部分については、県単改良費等により改良することで、徐々に計画を進めている。それにも用地買収等が必要になってくるので、順次、地域の方々の合意を得ながら部分的な改修を進めていきたい。

吉田栄光委員長

なければ、私から1点土木部長に聞く。

当初予算をどのような思いで編成したのか。

土木部長

平成27年度は約3,500億円で、土木部としては今までに経験したことのない予算を編成、提案している。震災前の土木部予算が1,000億円であるので、3.5倍である。今ほど議論のあった執行体制についても、震災後さまざまな努力をして体制整備をしてきたが、執行については、繰り越し等を議会の協力を得ながら進めている。本格的な発注の部分も、5億円以上の案件が相当数ふえてきている。そういう意味では、発注業務についてもだんだん軌道に乗ってきたと考えている。これを継続させて、しっかり執行していきたい。

予算編成で苦勞した点であるが、やはり課題がたくさんある。一番は震災関連の復旧の部分で、進捗はしているものの、特に旧警戒区域・避難区域における災害復旧について、まだ災害査定も受けられない状況もある。ただし、そこについては順次、直轄除染との連携を図りながら、町の帰還に向けた復興計画や、拠点の整備計画等と合わせながらしっかりと進めていける予算を組んでいる。

次は何と言っても復興公営住宅である。2月補正で大きな減額をしたが、それについては平成27年度において、先日公表したスケジュールにたがうことなくしっかりと予定どおり進めていく予算を組んだところである。震災関連については、やはりその部分が一番大きいと思うので、そこを大事にしていきたい。

それに加え、県全体として復旧・復興を進めていくことから、予算的にはどうしても浜通りの部分が目を引くが、本県の現状から述べると、県全体が元気にならないと浜通りも復興に向けてなかなか進んでいかないことがあると思う。そういう意味では、県全体で元気を出していくために、各地域における問題・課題を解決すべく予算を編成したことが大きな

ところかと考えている。

土木部の使命としては、県の復興をしっかりと進め、その先頭を走っていかないと、ほかのさまざまな活動がついてこられないところがあると思うので、しっかりと先頭を走っていけるように進めていきたい。いずれにしても土木部は、予算を執行して、形にして、結果を出すことが一番だと思うので、引き続き土木部一丸となって、しっかりと確実に執行していきたいので、よろしく願う。

(3月13日 (金))

甚野源次郎委員

仮設住宅から復興公営住宅に移る方がこれからふえてくる中で、現在の仮設住宅の空き状態について聞く。

建築住宅課長

仮設住宅の入居状況についてであるが、平成27年2月27日現在、管理戸数1万6,607戸中、1万2,086戸に入居しており、入居率は72.8%、空き率は27%程度である。

甚野源次郎委員

その空き住宅の中で、割合の多いところについて聞く。

建築住宅課長

入居率の低いところを述べると、50%以下の団地が全体188団地のうち34団地で、約18%である。また、10%以下の団地も2団地ある。

甚野源次郎委員

空きが多いところについては、コミュニティーも崩れてくると思うが、そういう空き住宅に対する管理や体制についてはどうか。

建築住宅課長

管理は市町村が行っているが、入居率の低い団地の対応については、復興公営住宅の整備状況や市町村の抱えている事情などが異なるため、市町村の意見を丁寧に聞きながら対応していきたい。

甚野源次郎委員

介護や医療など条件があるかと思うが、被災者以外の空き住宅の活用状況についてはどうなっているか。

建築住宅課長

応急仮設住宅の目的外使用については、医療従事者等に貸し出す制度を2月5日に通知したところである。今のところ南相馬市から、3月中に約80名を使用者として申請し、4月1日から利用することで手続を進めたいと聞いている。

甚野源次郎委員

職種的な内訳がわかるのであれば説明願う。

建築住宅課長

約80名の内訳であるが、医療従事者が10名程度、就職して定住したい方が50名程度、治安維持活動に従事する方が10名程度、公共事業等で一時転居する方が数名程度と聞いている。

甚野源次郎委員

先日、ドローンや介護ロボットを製作している南相馬市の菊池製作所に行ってきた。4月以降、東京大学や早稲田大学など、10大学以上から研究の関係者が来る中で、宿泊に非常に困っており、福島市から通う状況になるので、宿泊に対する手当が何とかならないかという話もあった。これは国の問題かもしれないが、研究者の宿泊について対応が可能かどうか、規定の状況はどうなっているか。

建築住宅課長

今の規定でどういう方が対応できるかについては、被災地で医療に従事する方、あるいは消防等、治安活動をする方、地元に戻りたいが住宅がない方、被災地で就職し定住を希望する方、公共事業等で一時的な転居を必要とする方となっており、研究者で被災地に就職し、定住する方であれば入居対象になる。

甚野源次郎委員

研究者がそこに定住することはあり得ないと思う。一定期間居住するような場合、当面そういう施設が立ち上がるまでの間、例えば仮設住宅を宿泊施設として利用することがあってもよいと思う。内閣府の問題かと思うが、県から要望を上げるなどぜひ努力してほしい。

神山悦子委員

防災集団移転の関係である。県のかかわっているところばかりではないかもしれないが、進みぐあいがいまいちいいない報道もある。状況について聞く。

まちづくり推進課長

防災集団移転促進事業については、市町村の事業として動いている。市町村の現状を述べると、移転先地で59地区が大臣同意を得ている。その中で41地区が造成に着手しており、本年度末には39地区が終わる予定である。整備状況を比率で述べると、避難指示区域外については、市町村で95%の造成が終わっている状況である。区域内はまだゼロある。

入居状況についても市町村の集計で見ると、避難指示区域以外については、37%の世帯数が既に入居している。

神山悦子委員

避難指示区域内と外の概念をもう一度聞く。

まちづくり推進課長

避難指示区域内については、南相馬市小高区、浪江町及び楡葉町の3つを区域内として整理している。

神山悦子委員

南相馬市小高区、浪江町及び楡葉町の状況は、これからであるのでゼロという理解でよいか。それとも地権者の何戸かがまとまらないからできないとも聞くが、このあたりはどうか。

まちづくり推進課長

南相馬市小高区であるが、新聞報道と市町村へ確認した内容によると、避難指示区域内については11地区を予定していたが、アンケートの結果により避難指示区域内への移転は断念したということである。今後の計画については、市でまた検討していくという情報を得ている。

浪江町、楡葉町については、今後検討という状況である。

神山悦子委員

いろいろな事情や思いもあると思う。県は市町村や地権者の意向を聞きながら、今後も丁寧に、何が条件になればできるのか、できないのかも含めて、このあたりも目配り願う。

まちづくり推進課長

防災集団移転促進事業については、復興交付金事業でなされているので、市町村からの相談等受けながら、よりよい内容で復興庁から了承を得られるよう一緒に進めていきたい。

神山悦子委員

労務単価の高騰について、引き上げが行われても本県は被災3県の中で一番低いという報道もある。このことを今後、設計単価にどのように反映させていくのか考えを説明願う。

技術管理課長

工事の設計労務単価の件であるが、平成27年2月に国で全国の設計労務単価を引き上げた。被災3県で平均6.3%、本県は8.9%であり、率としては全国で一番高い。相対的に低いのかという話であるが、普通作業員は、宮城県と本県はほぼ同じである。しかし、一部、鉄筋工や型枠工等の技能労働者の単価については、宮城県と本県で差がある状況である。設計労務単価をどう設定するかについては、昨年10月に全国一斉に労務単価の実態調査を行い、その結果を反映して決めることになっている。今後については、これからまだ復旧・復興事業がふえることもあり、その中で実質的に払われる金額が上がってくれば、それを反映して設計労務単価も変わってくることになるので県としても速やかに設計に計上するべく対応していく。

神山悦子委員

技能労働者単価の他県との差が心配である。作業員が確保できるのかが、今後の復興等いろいろなところでどう影響してくるか考えることも必要だと思う。単価の差をどう穴埋めしながらやるのか、それとも本当にそういう心配がないのかの見きわめも必要だと思う。そのあたりはどう考えているのか、もう一度聞く。

技術管理課長

労務単価の調整については、国では平成25年度から3カ月に1回見直す体制をとっており、昨年7月にも一部、フォローアップ的な調査をしているところである。結果的にはその時点では大きな動きがないということで、前倒しはなかったが、今般、通常4月に見直されるものを2カ月前倒して2月に引き上げた状況である。県としては、実態として支払われている金額がどうなっているか、業界との意見交換等の中で情報を得ながら、必要があれば調査するよう国に要請し、対応していきたい。

神山悦子委員

我が県は原発事故もあり、被災3県の中でも復興面のハード事業は多少おくれて始まった印象がある。そういう意味で、労務費も差があるとすれば、ますます差がつくのではないかと心配である。3カ月ごとの見直しも含め、実態と、また、早く進めるべき復興公営住宅等も含めて、そこはよく見ながら反映できるようにやるべきだと思っている。これも要望であるが、改めてそのあたりも注視してもらいたい。

もう一つ意見を述べる。県全体の土木部予算は非常にふえていて、繰り越しや債務負担行為もあり、とにかく仕事と予算はたくさんあるが、なかなか実態に追いつかないくらいに大変な状況である。必要なものはやるべきだが、ハード面ばかり一気に何年分もやってしまうこと自体が、少し異常な事態だと思うので、このあたりの平準化も含めてやるべきだとは思う。そういうこともありながら、しかし、作業員にはきちんと金が支払われることが質を高める上でも必要だと思っている。

もう一つ、国道のことであるが、郡山市の国道49号について、今回の大雪の際にどのような連携と対策をとったのか。

道路管理課長

昨年の大雪を踏まえ、今年度、除雪の作業計画を見直した。その中で、大雪時には国・市町村と連携して対応することを決めている。今回も国道が通行どめになったが、事前の国道の情報により、迂回路となる県道等の除雪状況等を確認するなど通行どめに対応した。

また、県内部の話であるが、建設事務所あるいは土木事務所で融通を図っている。今回の12月から降り続いた雪でも、各事務所間で機械を交互に応援し、県道に関しては大きな通行どめはなかった。

神山悦子委員

これは要望である。今後も春に向かって同様の事例がないとも限らない。今回のことも踏まえて課題があるとすれば、課題も整理しながら、通行どめやとまった人たちへの支援も含めて、万全な体制で命に支障がないようにしてもらいたいので、引き続き目配り願う。

川田昌成委員

繰り越しも大分多く、膨大な予算の処理もしなければならない。国と県、岩手県や宮城県との関連もあるかと思うが、本県としていまだかつてないこれだけの業務を担当するのであれば、執行体制についてきちんと方向づけして、福島方式のような体制をとるべきと思うが、どう考えているのか。

部参事兼土木総務課長

私からは計数的なものを述べる。3,500億円の中には、債務負担行為により既に契約済みのものがある。また、膨大な繰り越しもあるが、これについても契約済み繰り越しが84%で、ほとんどが契約済みである。3,500億円のうち、新たに契約をしなければならないものは約2,100億円で、これについては今年度と同程度である。

土木企画課長

土木部執行体制を含めて、土木部の当初予算の取り組みの考え方について説明する。過去最大ということで、責任の重さ、あるいは使命感、緊張感を持って臨んでいるところである。具体的に4つの取り組みをしたいと考えている。

1つ目は、執行体制の強化で、富岡土木事務所、いわき建設事務所の組織を改編して強化していく。

2つ目に、民間企業の活用を考えている。これは、現場の工事監督業務の一部を外部に委託して、監督員の適正な業務量を確保し、的確に執行していくことを考えている。

3つ目が、入札不調対策と施工確保対策の速やかな対応を考えている。今、出先あるいは本庁で、現場の業者との意見交換を繰り返し実施している。これは、福島県建設工事復旧・復興連絡協議会というもので、業者の声を聞いてそれを反映する、あるいは県が持っている情報をそこで業者に伝え、互いに問題に向き合って課題解決をしている。出先で解決できるものは出先で解決し、解決できない法制度、あるいは運用的なものは、本庁で対応するようにしている。

4つ目が、業務の効率化・省力化である。現場でいろいろな問題が生じているので、そういった直近の問題、あるいは大きな課題を出先から本庁に上げてもらい、本庁土木部としてプロジェクトチームをつくっている。いわゆる課題解決型の組織であり、組織があって仕事をするのではなく、各課・室で臨機応変に集まり、課題に応じた組織を柔軟に設けている。そこで課題を解決し、また出先にフィードバックしている。この4つを柱に来年度もしっかり取り組んでいきたい。

委員指摘の福島方式については、近いものであれば、本県は特措法に基づいて国への直轄権限代行を要請している。社会資本整備に関して、国と県の役割をそれぞれ分担して行うもので、道路については、県道吉間田滝根線、小名浜道路、国道399号については国による直轄権限代行を要請している。県と国が一体となって、特措法に基づいた執行を来年度も引き続きやっていきたい。

川田昌成委員

いよいよ中間処理の搬入も始まると聞くと、この状態が何十年も続くわけではないから、本県の将来展望を考えたときには、人材育成、あるいは業者の後継者の問題などを進める中で次から次へ課題が出てくると思う。県として、それに先駆けて対応できるようなしっかりした方向づけが必要だと思うが、その点について何か考えはあるか。

土木企画課長

人材育成という点で述べると、我々執行部の人材育成と業者の人材育成の2つがあると思うが、業者の人材育成については、最近、品確法が改正され、そこで強くうたわれている。若手社員あるいは人材育成については、当然業者の考え方もあるが、来年度、建設業のあり方について検討会を設けて議論を進めたい。その中で、本県における建設業のあり方についてのビジョンを打ち立て、若手社員の人材育成についてもしっかり議論を深めたい。

一方、執行部側の人材育成についてだが、非常に限られたスタッフで精いっぱい頑張っているのが実情である。そういったところではやはり、メンタル的な面である。本年度も土木部の幹部が各出先に出向き、特に若手職員と意見交換をしたところ、職員のメンタルについてさまざまな意見が出てきた。課長・室長では気づかなかったところが出ているので、課・室で対応策を練って、さらに出先にフィードバックしている。

さらに出先ではいろいろな工夫をしている。OJTとして、各所長の創意工夫で、職員のメンタルヘルスへの対応を随時行っている。それについても本庁へ情報をもらい、ほかの出先機関につないで、我々執行部側の人材育成についてもしっかり取り組んでいきたい。

川田昌成委員

2020年の東京オリンピックの関係で、作業員等について、東京に風向きが変わって、被災している本県はおろそかになるのではないかとこの話が出ていると聞く。復興がおろそかにならないようにするためにも、将来展望はきちんとすべきという思いがある。それについて何か考えはあるか。

土木企画課長

先ほど来年度の我々の取り組みを述べた。

実情について情報提供する。県内の建設業の方によると、最近は高校を卒業した方が社員として入ってきている傾向がある。新入社員の話を聞くと、やはり復興の力になりたいという非常に志の高い若者が来ている。東京オリンピックなど

の不確定要素はあるが、福島の復興はまだ入り口のところもあり、そういったところを全国に発信していけば、やはり志のある若者は必ずいると思う。

さらに、組織的にはやはり国の力をかりないといけない。国土交通省の建設業あるいは作業員に対する考え方は、宮城、岩手も同様だと聞いているので、本県だけではなく、3県合同で実情を国に訴えていく、あるいは、提案をするといった試みは考えていきたい。

川田昌成委員

代表質問に立つに当たり、交流というものをひとつのキーワードにした。他県との交流、あるいは一番は国とどういった交流をしていくかが大きな問題となる。情報が氾濫している中で、本県としてどうするか、国内外を問わずいろいろな交流をしながらそこで英知を結集してもらうのも一つの方策ではないかと思っている。これだけのボリュームを限られた人数でやるのは至難のわざである。我々もそうであるが、諸君が一丸となって、互いに復興に向けて頑張っていく姿こそが本県の復興につながっていくのではないかと思っているので、さらなる努力を期待して質問を終わる。

鈴木智委員

復興公営住宅の件である。今回の支援対策について、恒久住宅は言うまでもなく復興への一番最初の入り口だと思っている。綿密な情報発信のほか、資料の「避難者への支援」というところで避難地域復興局と保健福祉部とも連携が必要になると思う。ほかの部局との連携体制、会議体等は持っているのか。避難している方は何回も心が折れている中で、本当にもうこのままだと気持ちさえなえてしまう懸念もある。ここが正念場だと思って、そういった会議体をどのように作り、避難者に対してどのように取り組んでいくのか、説明願う。

復興住宅担当課長

追加資料で説明した早期整備、支援対策の進め方であるが、避難地域復興局において、生活拠点プロジェクトチームという組織を立ち上げている。復興の整備、それから支援対策にかかわる関係各課が全庁的に集まって議論するプロジェクトチームである。建築住宅課でも、復興住宅担当、仮設住宅担当、そのほかの土木部の関係各課も入って進めているが、そういったプロジェクトチーム会議において、保健福祉部、生活環境部、避難地域復興局、土木部等の各施策を取りまとめ、庁内の連携を図るようにしている。その結果ででき上がったのが、3月10日に説明したA3ページ横版の復興公営住宅早期整備支援対策のペーパーにまとめたものである。上段が我々土木部が進める工事・整備における推進施策、下段の左側が仮設住宅等の修繕や建築情報のきめ細かな提供等である。

我々も保健福祉部の内容や進め方、それから生活拠点課、避難地域復興局のソフト対策についても、その場で十分に情報共有している。常に連携して、全庁一丸となって、ソフト・ハード両方の施策に取り組んできたい。

鈴木智委員

土木部が直接行う仕事ではないかもしれないが、きめ細かく避難者そのものに対してのアプローチを心がけてもらいたい。これは要望とするのでよろしく願う。

佐久間俊男委員

被災施設の点で、県中建設事務所について聞く。

総務部で現在、検討しているということだが、土木部として現在の状況をどのように認識し、どのように総務部と連携を図っていくのか。

部参事兼土木総務課長

昨日の答弁に加えて説明する。新設は時間がかかるので、現在、合同庁舎のモデルルームが建っている場所に、平成27年度中にまず仮設庁舎を整備することをつけ加える。

佐久間俊男委員

心配しているのは、震災以来、現在の賃借したビルにおいて皆必死で日夜を分かたぬ努力をしていると認識しており、そういう職員の努力に報いる状況にしていかなければならないと思っている。現在の職員の健康管理状況、特にメンタル面での状況はどうなっているのか聞く。

部参事兼土木総務課長

土木部に限らず、全庁的にそういった悩みのある職員についてはメンタルヘルス制度がある。土木部については、予算が非常にふえて忙しいので、まずは各職場で常日ごろのコミュニケーションが最も大切だと考えている。朝礼の機会など、いろいろな機会を捉えて、管理職が職員一人一人の状況把握に心がけて当たっている。

佐久間俊男委員

例えば県民が、あるいは業者が県中建設事務所を訪問した際には、あの狭隘な職場で、斜めになりながら行き違うような状況は正常ではないと思っている。先ほど、平成27年度中に仮設庁舎を整備するということがあったが、ぜひとも職員の健康については気を使ってもらい、立派な仕事ができるよう願う。

次長（建築住宅担当）

土木総務課長から、郡山の仮設合同庁舎については平成27年度中に整備すると述べたが、27年度に整備を開始し、完成は28年度と聞いているので改める。

吉田栄光委員長

ほかになければ私から幾つか聞く。

昨日、猪苗代湖の不法建築物撤去の代執行をしたとのことだが、簡単に説明願う。

河川計画課長

昨日、猪苗代湖の中田浜において、行政代執行を行った。経緯については、平成21年度から河川法の許可を受けずに浮棧橋等を設置している者に対して、26年10月29日に河川区域から違反物件を撤去し原状に回復することを命じる河川法に基づく監督処分を行った。その履行期限である26年11月28日を過ぎても撤去されないため、県が行政代執行法に基づき違反物件の撤去を行ったところである。昨日の段階だと、浮棧橋は撤去されていたがコンテナ等が残っていたということである。

なお、昨日の撤去の状況であるが、プレハブの基礎部分と入り口部分の鉄板の撤去まではしたが、運搬ができなかったため、本日9時から運搬作業を行っている。

吉田栄光委員長

もう一つ聞く。各委員から労務単価の見直し等について質問があった。これまで国道交通省に労務単価の見直しを依頼してきて現在に至っている。本県にあっては、復旧・復興に当たる労務単価、労務者、そして除染、そして原発収束に当たる作業員の単価であるが、これは大局的に県が見ていかななくてはいけない。偏在的なことであれば、今後、県内のあら

ゆる業種に影響を及ぼしかねない。その上で、本県としてはこのさまざまな労務単価について、部局横断的に話し合いを持ちながら現在に至っているのか。

技術管理課長

労務単価については、全51職種というさまざまな職種を国で決めて、それを本県だけでなく各都道府県で同じように使っているのが実態である。それは公共土木の工事だけではなく、ほかのいろいろな民間の仕事も含めて影響するところがあり、独自に調査して決めることがなかなか難しい中で、そういう形で今は行っている状況である。

労務単価については独自に設定することが非常に難しいため、本県の特性を踏まえ、歩掛を使用している。いわゆる積算基準であるが、例えば通常作業時間を8時間とれるところが、6時間、4時間しかとれないといったときに、作業効率が落ちるので余計な時間を見る形になる。労務単価ではなく、そういう基準のところ、実態にあった形で積算に反映することを心がけている。具体的には、見積もりをとって、こういう形で動いて仕事は何時間できるので、こういう歩掛かりでという発注をしている。今の制度の範囲内であるが、できるだけ実態に合った形で対応している。これについては、農林水産部も含めて基本的には全庁共通で動いているところである。